

那覇市公報

第 1 6 2 9 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（こども政策課）…………… 1132
- 那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（こども政策
課）…………… 1157
- なは市民協働プラザ条例（まちづくり協働推進課）…………… 1181
- 那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（こど
も政策課）…………… 1193
- 那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（こども政策課）…………… 1201
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（まちづくり協働推進
課）…………… 1215
- 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）
…………… 1217
- 那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（こども政策課）…………… 1219

◇告 示◇

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1227
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護
管理課）…………… 1233
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護
管理課）…………… 1234

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）…………… 1235

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1236

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 1237

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1238

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1239

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 1240

◇公 告◇

○市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（企画調整課）…………… 1241

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1243

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1244

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1245

◇選挙管理委員会告示◇

○当選人の住所及び氏名について…………… 1246

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1625 号の正誤·····	1247
------------------------	------

条 例

那覇市条例第38号

平成26年 9 月30日

公 布 済

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条－第3条)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第4条)

第2節 運営に関する基準(第5条－第34条)

第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第37条)

第2節 運営に関する基準(第38条－第50条)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第4章 雑則(第53条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準を、及び第46条第2項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例で定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型

保育事業者が受領することをいう。

- (2) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項の家庭的保育事業をいう。
 - (3) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業をいう。
 - (4) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項の居宅訪問型保育事業をいう。
 - (5) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項の事業所内保育事業をいう。
- (一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保するよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、地方公共団体、小学校その他の学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、法第7条第1項の子ども・子育て支援を行う者、児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者(その役員及び職員を含む。)並びに特定地域型保育事業者及び特定地域型保育事業に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であってはならない。
- 6 特定教育・保育施設等は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- （1） 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- （2） 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- （3） 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条の運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設が電磁的方法により重要事項を提供したときは、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項の方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 特定教育・保育施設は、前項の承諾を得た場合であっても、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。
- （利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）
- 第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、

正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。
- 4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を

含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要

- する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに
係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を
当該支払を行った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あらかじめ、当該
支払に係る金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由に
ついて書面により明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、
文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の支払に係る同意につい
ては、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る法第27
条第1項の施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費を含む。以下この項
において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定
保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に
係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用
の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認
定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ
当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、
特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」とい
う。）第2条第7項の幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型
認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定により主務大
臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に
関する事項をいう。次項において同じ。）
- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及
び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げ

る事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号。以下「福祉施設条例」という。)第38条の厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合において、支給認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する特定教育・保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
 - (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。)
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
- （勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上を図るためその研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項の便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に

規定による措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（揭示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分、特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なくその業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 特定教育・保育施設は、前項の規定を遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号の事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従

って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告するよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その事故により生じた損害を速やかに賠償しなければならない。

（会計の区分）

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する

次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 第15条第1項各号に定めるものに基づき作成した特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、福祉施設条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。以下この項において同じ。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家庭的保育事業 1人以上5人以下

(2) 小規模保育事業A型(那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第 号。以下「保育事業等条例」という。))

第28条の小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(保育事業等条例第31条の小規模保育事業B型をいう。) 6人以上19人以下

(3) 小規模保育事業C型(保育事業等条例第33条の小規模保育事業C型をいう。付

則第4条において同じ。） 6人以上10人以下

(4) 居宅訪問型保育事業 1人

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、保育事業等条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハの共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハの共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳未満の小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項の連携施設の種類及び名称並びに連携協力の概要、第46条の運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該特定地域型保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学

校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、保育事業等条例第37条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条の障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額、

特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あらかじめ、当

該支払に係る金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、福祉施設条例第38条の厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項（第39条第2項の規定による選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上を図るためその研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項の便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項の措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 第44条に定めるものに基づき作成した特定地域型保育の提供に当たっての計画

（2） 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

（3） 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録

（4） 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（5） 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで

及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特

別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章 雑則

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項の特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

- 2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定による保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市が定める額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

- 第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項第3号中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

那覇市条例第39号

平成26年9月30日

公 布 済

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条－第23条)
- 第2章 家庭的保育事業(第24条－第28条)
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則(第29条)
 - 第2節 小規模保育事業A型(第30条－第32条)
 - 第3節 小規模保育事業B型(第33条・第34条)
 - 第4節 小規模保育事業C型(第35条－第38条)
- 第4章 居宅訪問型保育事業(第39条－第43条)
- 第5章 事業所内保育事業(第44条－第50条)
- 第6章 雑則(第51条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項の家庭的保育事業をいう。
- (2) 小規模保育事業 法第6条の3第10項の小規模保育事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項の居宅訪問型事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項の事業所内保育事業をいう。
- (5) 家庭的保育事業等 前各号に掲げる事業の総称をいう。
- (6) 家庭的保育事業者等 市長の監督に属する家庭的保育事業等を行う者をいう。
- (7) 利用乳幼児 家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳未満の

者に限る。ただし、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては当該児童を含む。）をいう。

(8) 家庭的保育者 法第6条の3第9項第1号の家庭的保育者をいう。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、利用乳幼児の心身の健やかな育成を保障することを目的とする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の質を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の質を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、自ら保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

4 家庭的保育事業者等(役員及び職員を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であつてはならない。

5 家庭的保育事業者等は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

- 6 家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2項、第16条第2項及び第3項、第17条第1項並びに第18条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 7 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(地域との連携等)

第7条 家庭的保育事業者等は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、地方公共団体、他の家庭的保育事業者等、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項の子ども・子育て支援を行う者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 2 家庭的保育事業者等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の保護者及び地域住民に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(保育所等との連携)

第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第2項及び第5項、第18条並びに第19条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害対策)

第9条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第10条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分、利用に要

する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第14条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（食事）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第12条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、かつ、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利

用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第18条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に掲げる施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。ただし、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
 - (4) 利用乳幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
- (1) 連携施設
 - (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育

事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第19条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の措置について、これらの解除又は停止等の必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、その職員のうち利用乳幼児の食事を調理するものの健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等の内部規程)

第20条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第21条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第22条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定を遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第23条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の措置に係る市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第24条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。

(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。
- (6) 前号の庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

(職員)

第25条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第36条第2項において同じ。)とともに保育する場合は、5人以下とする。

(保育時間)

第26条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第27条 家庭的保育事業者は、那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)第38条の厚生労働大臣が定める指針に準

じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第28条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第30条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- （2） 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （3） 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- （4） 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号並びに第35条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- （5） 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （6） 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- （7） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下これらを「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条

		第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める基準を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか1つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材

料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第31条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所A型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第26条から第28条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第32条において準用する次条及び第28条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第33条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)
には、保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市長が指定する都道府県
知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者、保育士(以下次項において
これらを「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
ただし、当該小規模保育事業所B型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第
18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かない
ことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数
の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2
号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保
健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

(準用)

第34条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模保育事業B型について準
用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第28
条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を
行う者(第34条において準用する次条及び第28条において「小規模保育事業者(B
型)」という。)」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小
規模保育事業者(B型)」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規
模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第35条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)
の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室
又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第30条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第36条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所C型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。

（利用定員）

第37条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（準用）

第38条 第26条から第28条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第38条において準用する次条及び第28条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第39条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項の措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項の母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
(設備及び備品)

第40条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第41条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第42条 居宅訪問型保育事業者は、第39条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条の障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

(準用)

第43条 第26条から第28条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。
この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第44条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(設備の基準)

第45条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第47条及び第48条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所の設置及び管理をする事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
- ア 建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第

		3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める基準を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか1つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の

床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第46条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該保育所型事業所内保育事業所が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人以上としなければならない。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

（2） 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

（3） 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

- 第47条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第8条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（準用）

- 第48条 第26条から第28条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第28条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（職員）

- 第49条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、保育士（以下次項においてこれらを「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模型事業所内保育事業所が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（1）乳児 おおむね3人につき1人

（2）満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

（3）満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4）満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

（準用）

第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所の設置及び管理をする事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第50条において準用する第30条第5号」とする。

第6章 雑則

（委任）

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条、第24条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第25条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第30条第1号本文（調理設備に係る部分に限る。）（第34条及び第50条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第34条及び第50条において準用する場合を含む。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第35

条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第36条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第45条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第46条第1項（調理員に係る部分に限る。）並びに第49条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第33条及び第49条の規定の適用については、家庭的保育者又は第25条第3項の家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第33条第1項及び第49条第1項の保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第37条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積に関する経過措置）

第6条 施行日の前日までに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条第3項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受けて設置し、又は整備した事業所内保育施設（利用定員が20人以上のものに限る。）について、施行日後に保育所型事業所内保育事業の認可を得て保育所型事業所内保育事業所となる場合は、当分の間、乳児室の面積についての第45条第2号の規定の適用については、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「1.65平方メートル以上」とすることができる。

2 前項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

那覇市条例第40号

平成26年 9 月30日

公 布 済

なは市民協働プラザ条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

なは市民協働プラザ条例

目次

第1章 総則(第1条―第12条)

第2章 なは市民活動支援センター(第13条―第26条)

第3章 なは産業支援センター(第27条―第35条)

第4章 なは女性センター(第36条―第41条)

第5章 雑則(第42条)

付則

第1章 総則

(設置)

第1条 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、あわせて、第3条各号に掲げる施設が相互に連携することにより地域の活性化に資することを目的として、なは市民協働プラザ(以下「協働プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 協働プラザの位置は、那覇市銘苅2丁目3番1号とする。

(施設の構成)

第3条 協働プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) なは市民活動支援センター
- (2) なは産業支援センター
- (3) なは女性センター

(施設の運営)

第4条 協働プラザは、前条各号に掲げる施設について、相互の連携を密にすることにより、効果的かつ効率的に運営するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長又は指定管理者(第23条第1項の規定により市長が指定するものをいう。以下「市長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、営利を目的とする行為をしないこと（なほ産業支援センターにおける行為を除く。）。
- (5) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (7) その他市長等の指示すること。

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長等が不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長等は、利用の許可を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第9条 利用者は、協働プラザの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第10条 利用者は、協働プラザの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第11条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復するものとする。

（損害賠償等の義務）

第12条 協働プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第2章 なは市民活動支援センター

（目的）

第13条 なは市民活動支援センター（以下この章において「市民活動センター」という。）は、市民による自主的で営利を目的としない協働によるまちづくりのための社会貢献活動（以下「市民活動」という。）を行うための拠点として次条に掲げる施設を設置することにより、市民活動を行う団体を集約し、その育成と連携を支援するとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

（施設の構成）

第14条 市民活動センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

（1） 利用施設

ア 会議室

イ 研修室

（2） 入居用施設

ア 支援ブース

イ 事務室

ウ 行政関連団体室

(3) ピロティー

(4) 地下駐車場

(事業)

第15条 市民活動センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動の育成を支援するための施設及び設備の提供
- (2) 市民活動に関する相談並びに情報の収集及び提供
- (3) 協働によるまちづくりのための研修機会の提供並びに調査及び研究
- (4) 企業の社会貢献活動促進のための事業
- (5) 協働プラザに入居する団体の連携に関する事業
- (6) その他第13条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第16条 市民活動センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、第23条第1項の規定により市長が指定するもの(以下この章において「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

- (1) 月曜日、火曜日及び木曜日から土曜日まで 午前9時から午後10時まで
- (2) 日曜日及び水曜日 午前9時から午後5時まで

2 市民活動センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 6月23日(慰霊の日)

(入居用施設の利用期間)

第17条 第14条第2号の入居用施設の利用期間は、3年以上1年以内とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを更新することができる。

(入居用施設を利用するものの選定)

第18条 第14条第2号の入居用施設を利用するものの選定は、同号ア及びイについては指定管理者が、同号ウについては市長が行う。

(利用者の範囲)

第19条 市民活動センターを利用できるものは、市民活動を行う団体及び個人とす

る。

（利用許可）

第20条 市民活動センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可(以下この章において「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 第14条第2号の入居用施設に係る利用許可の基準は、規則で定める。

（利用料金）

第21条 利用許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下この章において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 月の中途において第14条第2号の入居用施設の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割り計算によるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

5 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が主催する行事に施設を利用する場合

(2) 本市が共催する行事に施設を利用する場合

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

（指定管理者の指定）

第23条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、市民活動センターの管理を行わ

せるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が市民活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った市民活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、市民活動センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第24条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、市民活動センターの管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第25条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第26条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第15条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 市民活動センターの維持管理に関する業務
- (4) 協働プラザの建物等のうち市長が必要と認める部分の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

第3章 なは産業支援センター

(目的)

第27条 なは産業支援センター(以下この章において「産業支援センター」という。)

は、情報通信産業の振興及び発展に資する企業並びに国際物流関連産業、ものづくり産業、エネルギー産業又は観光関連産業等（以下「戦略的成長産業」という。）の集積及び市場開拓に資する企業を支援するとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

（施設の構成）

第28条 産業支援センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） 中核企業室
- （2） インキュベート室
- （3） 会議室

（事業）

第29条 産業支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 前条各号に掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供
- （2） 情報通信産業及び戦略的成長産業における新規事業の開拓及び創業活動に関する支援
- （3） 情報通信産業及び戦略的成長産業についての情報の収集及び提供並びに事業の経営に関する相談
- （4） 協働プラザの施設を利用する企業、団体等並びに那覇市IT創造館との連携による地域活性化に資する事業
- （5） その他第27条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

（利用期間）

第30条 第28条第1号の中核企業室及び第2号のインキュベート室の利用期間は、3年とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、中核企業室にあつては当該利用期間を更新し、インキュベート室にあつては1年を限度として当該利用期間を延長することができる。

（利用する者の選定）

第31条 第28条第1号の中核企業室及び第2号のインキュベート室を利用する者の選定の方法及び基準は、規則で定める。

（利用者の範囲）

第32条 第28条第3号の会議室を利用できる者は、同条第1号の中核企業室及び第2号のインキュベート室に入居している者及び市長が特に必要があると認める者と

する。

（利用許可）

第33条 第28条各号に掲げる施設を利用しようとする者は、市長の許可（以下この条及び次条において「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第34条 利用許可を受けた者は、市長に対し、その利用に係る料金（以下この条及び次条において「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、規則で定める。

（1） 中核企業室及びインキュベート室 1平方メートル当たり1月につき2,300円

（2） 会議室 1時間につき3,000円

3 月の中途において第28条第1号及び第2号に掲げる施設の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の使用料は、日割り計算によるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 使用料は、市長が定める日までに納付しなければならない。

5 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

（1） 本市が実施する事業に施設を利用する場合

（2） その他市長が特別の理由があると認める場合

第4章 なは女性センター

（目的）

第36条 なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化

に資することを目的とする。

（施設の構成）

第37条 なは女性センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） 学習室
- （2） 資料室
- （3） 交流室
- （4） 相談室

（事業）

第38条 なは女性センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 女性に関する諸問題についての講座その他の講座等に関する事業
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供
- （3） 図書、各種資料等の情報の収集及び提供に関する事業
- （4） 女性に関する諸問題の総合相談に関する事業
- （5） その他第36条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

（開館時間及び休館日）

第39条 なは女性センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- （1） 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後9時まで
- （2） 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 なは女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- （1） 日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日
- （3） 12月29日から翌年の1月3日までの日
- （4） 6月23日(慰霊の日)

（利用者の範囲）

第40条 なは女性センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

- （1） 本市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は本市内の学校に在学する者
- （2） 前号に規定する者を主な構成員とする団体
- （3） その他市長が適当と認めるもの

（利用許可）

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

第5章 雑則

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（なは女性センター条例及び那覇市NPO活動支援センター条例の廃止）

2 なは女性センター条例（平成8年那覇市条例第11号）及び那覇市NPO活動支援センター条例（平成16年那覇市条例第36号）は、廃止する。

（準備行為）

3 第23条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（指定管理者に係る経過措置）

4 第23条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第14条第3号及び第4号に掲げる施設の管理並びに第26条第4号に掲げる業務は、市長が行うものとする。

別表（第21条関係）

区分			単位	利用料金
利用施設	会議室1	2階	1時間	1,730円
	会議室2		1時間	860円
	会議室3		1時間	860円
	会議室4		1時間	350円
	会議室5	3階	1時間	260円
	会議室6		1時間	260円
	会議室7		1時間	260円
	会議室8		1時間	350円
	研修室1	2階	1時間	240円
	研修室2		1時間	350円
入居用施設	支援ブース		1㎡当たり1月	870円
	事務室		1㎡当たり1月	1,080円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 主として本市において市民活動を行うもの以外のものが利用施設を利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に1.5を乗じた額とする。
- 3 入居用施設の利用料金は、共益費を含む。
- 4 支援ブースとは、一つの部屋をつい立て等の簡易な物で仕切った形態の部屋をいう。

那覇市条例第41号

平成26年 9 月30日

公 布 済

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)の心身の健やかな育成を保障することを目的とする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、那覇市こども政策審議会又は児童の保護者(法第6条の保護者をいう。以下同じ。)その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の質を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の質を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当

該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者（その役員及び職員を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であってはならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。
- 5 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（地域との連携等）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、地方公共団体、小学校その他の学校、他の放課後児童健全育成事業者、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項の子ども・子育て支援を行う者、法第7条第1項の児童福祉施設又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、児童の保護者及び地域住民に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第7条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上を図るため研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第10条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画及び第1項の設備、備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(以下「社会福祉学等」という。以下この項において同じ。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある

他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。

（運営規程）

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 放課後児童健全育成事業者は、前項の規定を遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条の運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授

業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

（保護者との連絡等）

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、法第7条第1項の児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供において事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供において賠償すべき事故が発生した場合は、その事故により生じた損害を速やかに賠償しなければならない。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（設備基準の経過措置）

2 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業所の用に供している建築物又は新築、増築若しくは改築の工事中の建物で放課後児童健全育成事業所の用に供されるものについては、当分の間、第10条第2項の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

（放課後児童支援員に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。））」とする。

那覇市条例第42号

平成26年9月30日

公 布 済

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（法第2条第7項の幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（設備運営基準の目的）

第2条 設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員（幼保連携型認定こども園の長を含む。以下同じ。）の指導により、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第6項の園児をいう。以下同じ。）の心身の健やかな育成を保障することを目的とする。

（設備運営基準の向上）

第3条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（学級の編制の基準）

第4条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、原則35人以下とする。

3 学級は、原則学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制する。

（職員の数等）

第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級に担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園

長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の中欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人以上としなければならない。

号	園児の区分	員数
(1)	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
(2)	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
(3)	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4)	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2 この表に定める員数は、同表の中欄の園児の区分ごとに右欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。 3 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数より少ないときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数を1人加える。		

- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第13条第1項において読み替えて準用する那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号。以下「福祉施設条例」という。)第35条(後段を除く。第7条第3項において同じ。)の規定により、調理業務の全部

を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
- (園舎及び園庭)

第6条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、原則2階建以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、第13条第1項において準用する福祉施設条例第34条第8号イからクまでに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、原則として同一の敷地内又は隣接する位置に設けること。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第6項の規定により算出した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第7条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数以上としなければならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第35条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。

この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - (1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室(園具及び教具)

第8条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善及び補充をしなければならない。
(教育及び保育を行う時間等)

第9条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う時間等は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週以上とすること。
- (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3

歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

- 2 前項第3号の教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（子育て支援事業の基本方針）

第10条 幼保連携型認定こども園が子育て支援事業（法第2条第12項の子育て支援事業をいう。以下この条において同じ。）を実施する際は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、保護者が自ら子育てを実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、次に掲げる事項を基本に行うものとする。

- （1） 幼保連携型認定こども園の教育及び保育に関する専門性を十分に活用すること。
- （2） 子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- （3） 地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。

（揭示）

第11条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

（学校教育法施行規則の準用）

第12条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

（福祉施設条例の準用）

第13条 福祉施設条例第4条、第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第6条の2、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条、第34条第8号、第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲

げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の見出し及び同条第2項並びに第5条（見出しを含む。）	最低基準	設備運営基準
第4条第1項	最低基準	那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項の園児（以下「園児」という。）
第6条の2第3項及び第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条、第15条第2項及び第3項並びに第20条第1項	入所している者	園児
第11条	、入所	、入園

第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
第20条第2項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子	教育及び保育並びに子育ての支援について、

	保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	
第34条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第34条第8号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第34条第8号イ	施設又は設備	設備
第34条第8号ウ	施設及び設備	設備
第34条第8号カ及び第35条	乳幼児	園児
第35条	第15条第1項	那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	園児
第39条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

- 2 福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは、「そ

の運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

（幼稚園設置基準の準用）

第14条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

第2条 施行日から起算して5年間は、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第7条第1項の認定こども園である同法第3条第3項の幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配置については、第5条第3項の規定は、適用しない。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、当分の間、第6条から第8条までの規定は、適用しない。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

第3条 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

第4条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項及び第7項並びに第7条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件の全てを満たす	耐火建築物で、園児の退避上必要な設備を備える												
第6条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積(平方メートル)</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積(平方メートル)</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													

	イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積	
第7条第6項	(1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

- 2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例	福祉施設条例
第6条第6項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 満3歳以上の園児の数の区分に応じ、次条第6項の規定により算出した面積

	<table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>1学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	
学級数	面積（平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第6条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>2 学 級 以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>3 学 級 以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	2 学 級 以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3 学 級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
学級数	面積（平方メートル）							
2 学 級 以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3 学 級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

- 3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一敷地内又は隣接する位置に園庭（第6条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。

- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
-

那覇市条例第43号

平成26年9月30日

公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会	那覇市NPO活動支援センターの指定管理者の選定に関すること。
	[略]	
	那覇市こども政策審議会	[略]
	那覇市公共事業評価監視委員会	[略]
	[略]	
教育委員会	[略]	
	那覇市立教育研究所運営審議会	[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市協働によるまちづくり推進審議会	協働によるまちづくりの推進並びになは市民活動支援センター及び那覇市共同利用施設の指定管理者の選定に関すること。
	[略]	

教育委員会	那覇市こども政策審議会	[略]
	那覇市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定による調査に関する <u>こと。</u>
	那覇市公共事業評価監視委員会	[略]
	[略]	
	[略]	
	那覇市立教育研究所運営審議会	[略]
	那覇市いじめ問題専門委員会	いじめの防止等の対策に関する <u>こと。</u>

那覇市条例第44号

平成26年9月30日

公 布 済

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例（平成7年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 母子家庭の母 次に掲げる者をいう。 ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の配偶者のない女子であって、規則で定める児童を監護しているもの イ 〔略〕 (3) 父子家庭の父 次に掲げる者をいう。 ア 母子及び寡婦福祉法第6条第1項の規定に準ずる配偶者のない男子であって、規則で定める児童を監護しているもの イ 〔略〕 (4)～(9) 〔略〕	（用語の定義） 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の配偶者のない女子であって、規則で定める児童を監護しているもの イ 〔略〕 (3) 〔略〕 ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の配偶者のない男子であって、規則で定める児童を監護しているもの イ 〔略〕 (4)～(9) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

那覇市条例第45号

平成26年 9 月30日

公 布 済

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(最低基準の目的) 第3条 最低基準は、<u>児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)</u>の指導により、心身ともに<u>健やかにして、社会に適応するように</u>育成されることを<u>保障するものとする。</u> (最低基準の向上) 第4条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と児童福祉施設) 第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び<u>運営を向上させなければならない。</u> 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は<u>運営を低下させてはならない。</u> (児童福祉施設の一般原則) 第6条 [略] 2 <u>児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</u>	(最低基準の目的) 第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)<u>の指導により、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、心身ともに健やかにして、社会に適応するよう</u>育成されることを<u>保障することを目的とする。</u> (最低基準の向上) 第4条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び<u>運営の質を向上させるよう</u>勧告することができる。 2 市は、最低基準を常に<u>向上させるよう努めるものとする。</u> (最低基準と児童福祉施設) 第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び<u>運営の質を向上させるよう努めなければならない。</u> 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は<u>運営の質を低下させてはならない。</u> (児童福祉施設の一般原則) 第6条 [略] 2 <u>児童福祉施設の設置者(その役員及び職員を含む。)</u>は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であってはならない。

3～5 〔略〕

（児童福祉施設と非常災害）

第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 〔略〕

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

3 児童福祉施設は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

4～6 〔略〕

（地域との連携等）

第6条の2 児童福祉施設は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、地方公共団体、小学校その他の学校、他の児童福祉施設、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項の子ども・子育て支援を行う者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 児童福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

3 児童福祉施設は、児童の保護者及び地域に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

（児童福祉施設と非常災害対策）

第7条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 〔略〕

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研
鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の
目的を達成するために必要な知識及び技
能の修得、維持及び向上に努めなければ
ならない。

2 [略]

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第11条 児童福祉施設においては、入所し
ている者の国籍、信条、社会的身分又は
入所に要する費用を負担するか否かによ
って、差別的取扱いをしてはならない。

（食事）

第15条 [略]

2 児童福祉施設において、入所している者
に食事を提供するときは、その献立は、
できる限り、変化に富み、入所している
者の健全な発育に必要な栄養量を含有す
るものでなければならない。

3～5 [略]

（入所した者及び職員の健康診断）

第16条 [略]

2 [略]

3 第1項の健康診断をした医師は、その結
果必要な事項を母子健康手帳又は入所し
た者の健康を記録する表に記入するとと
もに、必要に応じ入所の措置又は助産の
実施、母子保護の実施若しくは保育の実
施を解除又は停止する等必要な手続をと
ることを、児童福祉施設の長に勧告しな
ければならない。

4 [略]

（児童福祉施設内部の規程）

第17条 児童福祉施設においては、次に掲
げる事項のうち必要な事項につき規程を
設けなければならない。

(1)～(2) [略]

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研
鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの施設
の目的を達成するために必要な知識及び
技能の修得、維持及び向上に努めなけれ
ばならない。

2 [略]

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第11条 児童福祉施設においては、入所し
ている者の国籍、信条、社会的身分、入
所に要する費用を負担するか否か等によ
って、差別的取扱いをしてはならない。

（食事）

第15条 [略]

2 児童福祉施設において、入所している者
に食事を提供するときは、その献立を、
できる限り、変化に富み、入所している
者の健全な発育に必要な栄養量を含有す
るものとしなければならない。

3～5 [略]

（入所した者及び職員の健康診断）

第16条 [略]

2 [略]

3 第1項の健康診断をした医師は、その結
果必要な事項を母子健康手帳又は入所し
た者の健康を記録する表に記入するとと
もに、必要に応じ、入所の措置又は助産
の実施、母子保護の実施若しくは保育の
提供若しくは法第24条第5項若しくは第6
項の措置について、これらの解除又は停
止等必要な手続をとることを、児童福祉
施設の長に勧告しなければならない。

4 [略]

（児童福祉施設の内部規程）

第17条 児童福祉施設（保育所を除く。）に
おいては、次に掲げる事項のうち必要な
事項につき規程を設けなければならない。

(1)～(2) [略]

(秘密保持等) 第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 児童福祉施設は、<u>職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u> (苦情への対応) 第20条 [略] 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは<u>保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。</u>	2 <u>保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> (1) <u>施設の目的及び運営の方針</u> (2) <u>提供する保育の内容</u> (3) <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u> (4) <u>保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</u> (5) <u>保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6) <u>乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</u> (7) <u>保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</u> (8) <u>緊急時等における対応方法</u> (9) <u>非常災害対策</u> (10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) <u>その他保育所の運営に関する重要事項</u> (秘密保持等) 第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。<u>その職を退いた後も、同様とする。</u> 2 児童福祉施設は、<u>前項の規定を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。</u> (苦情への対応) 第20条 [略] 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは<u>保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない</u>
---	--

3 〔略〕

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3)～(5) 〔略〕

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 〔略〕

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 保育室等が設けられている次の表

ない。

3 〔略〕

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(設備の基準)

第34条 〔略〕

(1) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3)～(5) 〔略〕

(6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 〔略〕

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下これらを「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件の全てに該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 〔略〕

の階の欄に掲げる階に応じ、同表の区分の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備の欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

〔表 別記〕

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその二に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ〜ク 〔略〕

（保育所の設備の基準の特例）

第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1)〜(3) 〔略〕

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 〔略〕

（職員）

第36条 〔略〕

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1に

〔表 別記〕

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか1つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ〜ク 〔略〕

（保育所の設備の基準の特例）

第35条 〔略〕

(1)〜(3) 〔略〕

(4) 幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー
二、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 〔略〕

（職員）

第36条 〔略〕

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育士の数は、保

つき2人を下ることはできない。 (利用料) 第40条 法第56条第3項の規定による徴収金以外に、保育所が徴収金に係る児童について提供するサービス(当該徴収金を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。	育所1につき2人以上としなければならない。 (業務の質の評価等) 第40条 保育所は、自ら法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第34条第8号イの表]

階	区分	施設又は設備
[略]		
4階以上	[略]	
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

[改正後 別記]

[第34条第8号イの表]

階	区分	施設又は設備
[略]		
4階以上	[略]	
	避難用	<u>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める基準を満たすものとする。)</u> <u>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</u> <u>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</u>

告 示

那覇市告示第 256 号
平成 26 年 9 月 18 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成26年 9月 9日

那覇市長 様

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	環境保全課 電話098-951-3229
業 務 の 名 称	石綿関係届出に係る那覇市・沖縄労働局の相互通知体制
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成26年9月8日 8時30分～
目的外利用等をする 個人情報の内容	特定粉じん発生施設の設置等の届出書（大気汚染防止法第18条の6） 特定粉じん排出等作業の実施の届出書（大気汚染防止法第18条の15）
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号による。 建築物の解体工事において、法令等に基づく石綿漏洩防止が漏れなく適切になされるよう、関係行政機関が情報を共有し、連携して迅速に対応するため
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	厚生労働省 沖縄労働局
所 管 部 課	環境保全課 電話098-951-3229

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成26年 9月**10**日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	建築指導課 電話 951-3244
業 務 の 名 称	石綿関係届出に係る那覇市・沖縄労働局の相互通知体制
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 26 年 9 月 1 日～ 随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	・建設時イカ法第10条に基づく届出書及び法第11条に基づく通知書 ・その他の情報（県民からの相談・情報提供等）
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	建築物の解体工事にて、法令等に基づく石綿漏洩防止が適切になされるよう、関係行政機関が情報を共有し、連携して対応するため。 （那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号より）
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇労働基準監督署 安全衛生課
所 管 部 課	都市計画部 建築指導課



第8号様式(第19条関係)

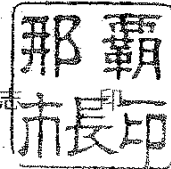
個人情報外部提供決定通知書

那都建第257号
平成26年8月26日

厚生労働省沖縄労働局長

谷 直樹 様

那覇市長 翁長 雄志



平成26年 8月19日申請がありました個人情報の提供については、次のとおり決定しましたので、那覇市個人情報保護条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容		☒ 承 認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認
提供する個人情報の内 容		・建設リサイクル法第10条に基づく届出書及び法第11条に基づく通知書 ・その他の情報（県民からの相談・情報提供等）
提 供 す る 根 拠		条例第9条第1項第4号
提供の日時 及び場所	日 時	平成26年 9月 1日 8時30分 ～
	場 所	那覇労働基準監督署 安全衛生課
提 供 の 条 件		別紙記載のとおり
一 部 承 認 及 び 不 承 認 の 理 由		
所 管 部 課		都市計画部 建築指導課

第7号様式(第19条関係)

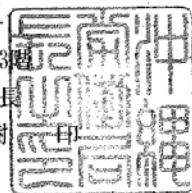


個 人 情 報 外 部 提 供 申 請 書

平成26年8月19日

那覇市長 殿

住 所 那覇市おもろまち 2-1-
 那覇第二地方合同庁舎3階
 申請者 氏 名 厚生労働省沖縄労働局長
 谷 直樹 印



電話番号 098-868-4402 (担当: 玉那覇)

業務に資するため、個人情報の提供を受けたいので、那覇市個人情報保護条例施行規則
 第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

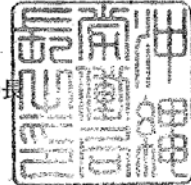
業 務 の 名 称	石綿関係届出に係る那覇市・沖縄労働局の相互通知体制
利 用 し た い 個 人 情 報	・建設リサイクル法第10条に基づく届出書および法第11条に基づく 通知書 ・その他の情報(県民からの相談・情報提供等)
利 用 す る 目 的	・建築物の解体工事等において、法令等に基づく石綿漏洩防止が適切 になされるよう、関係行政機関が情報を共有し、連携して対応する ため
提 供 を 受 け る 根 拠	条例第9条第1項第4号
利 用 す る 期 間	☐ 年 月 日から 年 月 日まで / ☒ 随時
保 管 方 法	・ファイルにて事務所内に保管
備 考	

沖勞発基第0806001号

平成26年8月6日

那覇市長 殿

沖縄労働局長



石綿関係届出に係る那覇市・沖縄労働局の相互通知体制について (依頼)

平素より、労働基準行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿は、その粉じんを吸入することにより肺がん、中皮腫などを引き起こすおそれがあります。過去には建材として使用されることが多かったことから、建築物の解体工事等では法令等に基づく適切な措置がなされるよう、関係行政機関が情報を共有し、連携して対応することが重要です。

そこで、事業者等から、建設リサイクル法、大気汚染防止法並びに労働安全衛生法に基づく工事等の各届が確実になされるよう、別添により相互通知体制を構築したいと考えますので、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



那覇市告示第 270 号

平成 26 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
新都心デンタルクリニック	野口 誠司	平成 26 年 8 月 22 日～ 平成 32 年 8 月 21 日
那覇市字大道 78 番地 12 プラントール安村 201		
たまなは歯科医院	玉那覇 哲	平成 26 年 7 月 25 日～ 平成 32 年 7 月 24 日
那覇市首里石嶺町 3 丁目 117 番地 4		
山田薬局	リエゾン株式会社	平成 26 年 9 月 1 日～ 平成 32 年 8 月 31 日
那覇市松川三丁目 12 番 2 号		
おもろキッズクリニック	宮城 裕之	平成 26 年 9 月 3 日～ 平成 32 年 9 月 2 日
那覇市おもろまち四丁目 14 番 26 号		
のどかな耳鼻咽喉科	幸地 綾子	平成 26 年 9 月 5 日～ 平成 32 年 9 月 4 日
那覇市長田一丁目 4 番 10 号 2階		

那覇市告示第 271 号

平成 26 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく医療機関の変更に
ついて

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
かなしろ内科		平成 25 年 11 月 25 日
所在地	那覇市古波蔵一丁目 1 番 6 号 (那覇市字古波蔵 220 番地 3)	
かなさん訪問看護ステーション		平成 26 年 2 月 19 日
所在地	那覇市安謝一丁目 22 番 56 号 M's ハウス 101 (那覇市安謝二丁目 5 番 6 号 マンション RYU102)	

那覇市告示第 272 号

平成 26 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	休止年月日
所 在 地	
合資会社 長嶺薬局	平成 26 年 8 月 15 日
那覇市松尾二丁目 22 番 22 号	

那覇市告示第 273 号

平成 26 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
山田薬局	山田 貞子	平成 26 年 7 月 12 日
那覇市松川三丁目 12 番 2 号		
安村医院	安村 浩	平成 26 年 8 月 31 日
那覇市泉崎二丁目 14 番 7 号		

那覇市告示第 274 号

平成 26 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
ライフケアクリニック那覇	那覇市久茂地二丁目 2 番 2 号 タイムビル 6 階	平成 26 年 8 月 1 日
長嶺 勝	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	
居宅介護支援事業所ていんさぐ	那覇市字真地 242 番地 2	平成 26 年 9 月 1 日
合同会社ゆいの花	居宅介護支援事業	
たいせい堂薬局 首里店	那覇市首里石嶺町 2 丁目 1 番地	平成 26 年 9 月 5 日
株式会社たいせい堂	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	

那覇市告示第 275 号

平成 26 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく介護機関の変更に
ついて

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
指定小規模多機能型居宅介護事業所 花日和 2 号館		平成 25 年 11 月 25 日
所在地	那覇市古波蔵一丁目 30 番 1 号 (那覇市字古波蔵 394 番地 1)	
指定通所介護事業所 ゆくいば		平成 25 年 11 月 25 日
所在地	那覇市古波蔵一丁目 30 番 1 号 (那覇市字古波蔵 394 番地 1)	
かなさん訪問看護ステーション		平成 26 年 2 月 19 日
所在地	那覇市安謝一丁目 22 番 56 号 M'S ハウス 101 (那覇市安謝二丁目 5 番 6 号 マンション RYU102)	

那覇市告示第 276 号

平成 26 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター太陽	平成 26 年 9 月 30 日
那覇市小禄 5 丁目 16 番地 1	
デイサービス鏡原	平成 26 年 9 月 30 日
那覇市鏡原町 26 番 17 号	

那覇市告示第 277 号

平成 26 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
福里 和広	はり・きゅう	平成 26 年 8 月 25 日
瑞海鍼灸院	那覇市首里石嶺町 3 丁目 30 番地 1	

公 告

那覇市公告第 246 号

平成 26 年 10 月 1 日

市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成26年度那覇市民意識調査業務委託
- (2) 履行場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所6階 企画調整課
- (3) 契約内容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成26年10月下旬
- (5) 履行期間 契約締結日から平成27年3月11日まで
- (6) 予 算 額 金3,024,000円（消費税込）
- (7) 最低制限価格 設定しない

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

- (7) 過去2ヵ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。
- (8) 那覇市内に営業の拠点を有している者。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年10月14日（火）午前10時
- (2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎6階 601会議室

※入札説明会に参加しない者は入札に参加できません。

※本庁舎の駐車場は有料です。

※照会のため会社名・メールアドレスを確認できる名刺等を提出してください。

4 入札参加資格の確認申請

入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）に必要な書類を添えて、持参により提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料等を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (1) 提出期限 平成26年10月7日（火）17時まで
（平日9時～17時 ※ただし、12時～13時を除く）
- (2) 提出書類 「申請書」、「資料」及び添付書類
※ホームページよりダウンロード
- (3) 提出場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎6階 企画調整課
- (4) 入札参加資格の確認結果

平成26年10月10日（金）17時までに、申請者に対し入札参加資格確認結果を通知する。認定を受けた者に限り入札に参加可とする。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年10月20日（月）午前10時
- (2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎6階 601会議室

※紙による入札手続きを行う。なお、郵送による入札は認めない。

※入札参加者が一人の場合でも入札は有効とする。

6 入札保証金

那覇市契約規則第12条第1項第2号の規定に基づき免除する。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書及び入札説明書等を熟読し、これを遵守すること。

(2) 仕様書、入札説明書、様式等については那覇市ホームページに掲載する。

那覇市ホームページ → 市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について ※ 新着情報（お知らせ）又は企画調整課ページ

9 お問い合わせ

那覇市企画財務部企画調整課企画グループ 担当 仲間

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9937 FAX 098-862-4263

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第21号

平成26年9月11日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
426	妙ライフコン サルト	島尻郡南風原町字新川 202 番地 8 シャローム新川 305	金城 妙子	平成 26 年 9 月 9 日

那覇市上下水道局告示第 22 号

平 成 2 6 年 9 月 1 6 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
427	翁樹興装	豊見城市字翁長 251 番地	翁長 寿樹	平成 26 年 9 月 16 日

那覇市上下水道局告示第 24 号
平 成 2 6 年 9 月 1 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 118 号
指定工事店名	國和設備工業 株式会社
営業所所在地	那覇市港町 3 丁目 7 番 58 号
代表者名	仲原 泉
指定の有効期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 26 年 9 月 10 日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 23 号

平 成 2 6 年 9 月 8 日

掲 示 済

当選人の住所及び氏名について

平成 26 年 9 月 7 日執行の那覇市農業委員会委員選挙における当選人の住所及び氏名を、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法第 101 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

住 所	氏 名
沖縄県那覇市字国場 118 番地 1	嘉数 誠
沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 275 番地 2	比嘉 晋
沖縄県那覇市字与儀 88 番地	城間 秀雄
沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 23 番地 3 2 階	伊佐 眞幸
沖縄県那覇市具志 2 丁目 23 番 7 号	上原 清広
沖縄県那覇市字国場 707 番地 パラシオン国場 601	新垣 次夫

正 誤

○那覇市公報第 1625 号の正誤

2014（平成 26）年 8 月 1 日付け那覇市公報第 1625 号に登載された那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1006	上から 7 行目	(4)	(4)
1006	上から 21 行目	(4) 規則第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号及び第 10 号から第 14 号までに規定する事務に関する事 こと。	(4) 規則第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号及び第 10 号から第 14 号までに規定する事務に関する事 こと。
1006	上から 23 行目	(5) 規則第 2 条第 2 項に規定する事務に関する事 こと。	(5) 規則第 2 条第 2 項に規定する事務に関する事 こと。
1006	上から 27 行目	(7) 規則第 11 条に規定する中国残留邦人等支援法関係の事務のうち、第 2 号から第 6 号までに規定する事務に関する事 こと。	(7) 規則第 11 条に規定する中国残留邦人等支援法関係の事務のうち、第 2 号から第 5 号までに規定する事務に関する事 こと。
1008	上から 3 行目	(8) 規則第 11 条第 1 項各号に規定する事務のうち、第 2 号から第 5 号までに規定する事務に関する事 こと。	(8) 規則第 11 条第 1 項各号に規定する事務のうち、第 2 号から第 5 号までに規定する事務に関する事 こと。

